

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 5 月 24 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03341

研究課題名(和文) 穂積八束を読む上杉慎吉 明治末期から昭和初期における「正統学派」の系譜

研究課題名(英文) Shinkichi Uesugi Reading Yatsuka Hozumi: The Genealogy of the "Orthodox School" from the Late Meiji Era to the Early Showa Era

研究代表者

西村 裕一 (NISHIMURA, Yuichi)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60376390

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦前における日本憲法学説史の全体像を明らかにするための基礎作業として、「立憲学派」および「正統学派」の特徴を両者の比較を通して浮き彫りにしようとするものである。そこで、穂積八束・上杉慎吉・美濃部達吉らの議論を検討したところ、彼らの「立憲主義論」とはそれぞれが理想とする「政体論」にほかならないこと、そして、かかる「政体論」が「国体論」によって基礎づけられていることが明らかとなった。このことから、「立憲学派」と「正統学派」のいずれにおいても、実定憲法を超えた議論を行う「場」として「国体論」が機能していたのではないかというのが、本研究が得た仮説である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦前の日本憲法学説史については、美濃部達吉をはじめとする「立憲学派」の研究がかなりの進展を見せている一方で、もう一つの潮流である「正統学派」については研究が手薄な状況が長らく続いてきた。本研究は、「正統学派」を代表する穂積八束と上杉慎吉を対象とすることによってその欠を埋めると同時に、「正統学派」と「立憲学派」との対立を強調する従来の研究とは異なって、「国体論」が「政体論」を基礎づけているという両学派の共通点を明らかにしようとしたものであり、これらの点に本研究の学術的な意義を認めることができよう。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study is to highlight the characteristics of the “constitutional school (Rikken-gakuha)” and the “orthodox school (Seito-gakuha)” through a comparison of the two as a basic work for clarifying the whole picture of the history of Japanese constitutional theory in the prewar period. When I examined the arguments of Yatsuka Hozumi, Shinkichi Uesugi, Tatsukichi Minobe, and others, it became clear that their “theory of constitutionalism” was nothing more than their ideal “theory of Regierungsform (Seitai-ron),” and that this “theory of Regierungsform” was based on the “theory of Staatsform (Kokutai-ron)”. From this, the hypothesis obtained in this study is that “theory of Staatsform” may have functioned as a “forum” for discussion beyond the constitutional law in both the “constitutional school” and the “orthodox school”.

研究分野：憲法学

キーワード：上杉慎吉 穂積八束 美濃部達吉 日本憲法学説史 国体論

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究動向

戦前における日本憲法学説史については、美濃部達吉をはじめとする「立憲学派」の研究がかなりの進展を見せている一方で、もう一つの潮流である「正統学派」については研究が手薄な状況が長らく続いてきた（研究動向については、参照、須賀博志「明治憲法史研究の現在」法教 328 号〔2008〕10 頁以下）。とりわけ「正統学派」を代表するのは穂積八束（1860～1912）と上杉慎吉（1878～1929）であり（大石眞『日本憲法史』〔2020〕286 頁）、「正統学派」の系譜を辿るためにはこの両者の研究が不可欠であることは否定できないが、その重要性に比して両者の研究はまだまだ少ないように思われた。

すなわち穂積と上杉については、仮に取り扱われたとしてもその「非立憲」的な性格が外在的に批判される傾向が強く、個々の学説に即した内在的な研究としては長尾龍一による一連の研究が今なお最高峰であると言っても過言ではない（『日本法思想史研究』〔1981〕、『日本憲法思想史』〔1996〕等）。とはいえ穂積については、古くは R・H・マイニア『西洋法思想の継受』（1971）があり、最近では坂井大輔による注目すべき研究も公表されている（「穂積八束の『公法学』（1）（2・完）」一橋法学 12 巻 1 号 231 頁以下・2 号 93 頁以下〔2013〕等）。また上杉についても、吉田博司『近代日本の政治精神』（1993）や住友陽文『皇国日本のデモクラシー』（2011）のような、上杉の政治思想に内在的に迫る研究が登場している。このような研究の蓄積によって、従来のイメージが徐々にではあるが書き換えられる兆しが見えていることは否定できない。もっとも、それらはなお穂積や上杉個人の思想を検討するにとどまり、穂積と上杉とを比較するという視点があまり見られなかったこともたしかである。

そこで本研究では、穂積との関係の中で上杉を捉えることを目標に据えることとした。この点、「上杉と穂積」については、両者が師弟関係にあることもあって漫然と一括りにされることが常であったし（家永三郎『日本近代憲法思想史研究』〔1967〕、長谷川正安『日本憲法学の系譜』〔1993〕等）、より詳細に異同が検討される場合でも、なぜそのような異同が生じたのかというところまで突き詰めて検討されるということはなかったように思われる（松本三之介『天皇制国家と政治思想』〔1969〕、中山道子『近代個人主義と憲法学』〔2000〕等）。そのため、本研究では、上杉が穂積からどのような影響を受け何を継承したのかだけでなく、穂積をどのように「克服」していったのかをも明らかにすることによって、個々の学説研究の寄せ集めを越えた「系譜」へと日本憲法学説史を昇華させる試みに着手しようとしたのであった。

(2) 研究代表者の研究成果との関係

研究代表者は従前から美濃部の研究を行っており、その成果として、「立憲学派」の雄たる美濃部において「国体」＝「日本的なるもの」が彼の立憲主義憲法学を支えていたことを明らかにした。そのため、美濃部研究を進めていくためにも「国体」概念をコアとする「正統学派」との比較が必要であることを痛感し、「国体」概念を初めて憲法学に導入したと言われる穂積が国体概念を導入した経緯を調査することを試みた。その結果、法的意味における国体概念が誕生した瞬間として、当時大学生であった穂積も参加していた明治 15 年の「主権論争」という「場」が浮上したのである。そこで、若手研究 (B)「日本憲法学の源流——穂積八束と明治 15 年の「主権論争」(H26～H28)の研究代表者として、日本憲法学の「源流」たる穂積憲法学の生成過程に迫ろうとした。

他方で研究代表者は、従来より行ってきた美濃部研究の延長線上で、美濃部との対比の中で明治末期の穂積憲法学や上杉憲法学の分析を行ってきた。すなわち、穂積との関係については、教育勅語の国体概念に依拠する美濃部の国体概念が穂積の国民道徳論を意識したものであったのではないかとの仮説を述べ、また上杉との関係では、美濃部と上杉とを対比列伝風に著述するという機会を与えられたことを契機として、上杉憲法学のより詳細な検討を行うために、明治末年から大正初年にかけて戦わされた自由法論争という「場」における上杉と美濃部の言説について分析を行った。このように応募者は、美濃部を軸としつつ徐々に対象を穂積や上杉との比較へと拡大していくという形で、彼らの憲法学についての研究を進めてきた。そこで本研究では、穂積から上杉へと継承された「正統学派」の系譜を、美濃部を中心とする「立憲学派」との比較を交えつつ研究することにしたのである。

2. 研究の目的

(1) 総論

「1. 研究開始当初の背景」で述べたところとも重なるが、本研究は、戦前における日本憲法

学説史の全体像を明らかにするための基礎作業として、「立憲学派」と比べて研究が進んでいない「正統学派」の系譜を辿ることを目的とするものである。具体的には、「神権学派」を代表する憲法学者である穂積八束と上杉慎吉を取り上げ、上杉が師・穂積から何を継承して何を継承しなかったのかを分析することによって、従来漫然と一括りにされてきた両者の学説の異同を明らかにすると同時に、彼ら「正統学派」の特徴を浮き彫りにするために「立憲学派」との比較を行おうとした。その際、「正統学派」や「立憲学派」の全体を研究するとなると焦点が拡散するため、本研究では中心的な対象を上杉に据え、彼が東京帝大の憲法講座を担当していた明治末期から昭和初期までに時期を限定している。

(2) 各論

その上で、上杉を中心的な対象とする本研究では、これまで検討されてこなかった次の二点、すなわち、(ア) 上杉が穂積からどのような影響を受け、また穂積からどのように離反していったのかという問題と、(イ) 上杉は美濃部と対峙する中でどのように自己の学説を形成していったのかという問題、について明らかにすることを目標としていた。

具体的には、まず(ア)については、明治国家の建設とともに人格形成を行い、事実上明治の終焉とともにその生涯を終えた穂積と、青年期には明治憲法がすでに存在しており、大正デモクラシーの時代を壮年期として過ごした上杉との相違が、彼らの学説や思想にどのような違いを生じさせたのかを明らかにしようとした。また(イ)については、正統学派と立憲学派における対立軸の一つは「自律的な個人」という人間像を認めるか否かにあるという見通しの下、なぜ上杉が「各人主観ノ見解ハ勅語ニ円融シ、唯タ之ニ従フノ活動ヲ以テ安心スルノテアル」(上杉慎吉『国体憲法及び憲政』[1916] 8頁)という思想を抱くようになったのかを検討することを試みた。

3. 研究の方法

(1) 「憲政評論」というジャンル

本研究における方法上の特色の一つ目としては、主権論や国家論(=「国体論」)に基づく分類であるところの「正統学派」と「立憲学派」という分類を相対化するために、現実政治の動向を憲法の視点から論じた「憲政評論」というジャンル(参照、高見勝利『政治の混迷と憲法』[2012])に着目し、彼らの統治機構論(=「政体論」)を時代の文脈に即して分析するという点を挙げることができよう。かような手法を採ることによって、本研究には次のような意義が生じるものと思われる。すなわち、個々の憲法学者に沈黙する従来の日本憲法学説史研究では歴史を点でしか捉えることができなかつたのに対し、「系譜」に着目することによってそれを線として捉えることが可能になるだけでなく、「正統学派」と「立憲学派」との比較という視点を導入することで日本憲法学説史の立体的把握が可能になるという点がそれである。

そのための具体的な資料は、穂積や上杉ら「正統学派」に関する資料と、明治末期から昭和初期にかけての日本憲法学説史一般に関する資料とから構成される。まず穂積の著作については、若手研究(B)「日本憲法学の源流——穂積八束と明治15年の「主権論争」」の研究過程において、穂積の「学友」(穂積八束『憲法提要(上)』[1910] 214頁)である渡邊安積(1859~1887)との関係という新たな論点が浮上した。この渡邊も「主権論争」において『日日』誌上で論陣を張っていたことから、穂積関係の資料として、当時の新聞類の収集を行った。また上杉については、公刊されたものだけではなく膨大な未公刊資料が遺されているため(その一部は、「上杉慎吉社会学遺稿(抜粋)」竹村民郎編『経済学批判への契機』[1974] 233頁以下として公表されている)、その収集・分析を行った。他方、日本憲法学説史一般に関する資料については、公刊されている著書・論文等の二次文献の購入のみならず、現在では入手しにくくなっておりかつ北海道大学附属図書館には収められていない一次文献の収集を行った。

(2) 文脈を重視するアプローチ

また、本研究における二つ目の特徴的な方法として、上杉や穂積のテキストを分析するに当たり、知識社会的アプローチや「場」に着目する思想史のアプローチ等を取り入れた点が挙げられる。具体的には、穂積や上杉の言説内容はもとより、彼らが置かれていた文脈すなわち明治末期から昭和初期の憲法学界ないし日本社会という「場」がどのようなものであったのかを明らかにするという手法である。とりわけ、19世紀から20世紀への転換点に学生時代を過ごした上杉はこの時期に特徴的な「煩悶青年」の様相を帯びており、プラトンやニーチェなど欧米哲学への強い関心を窺うことができる(上杉聰彦「公法学者上杉慎吉における社会学=相関連続の研究」前掲『経済学批判の契機』217頁以下。特にプラトンとの関係を重視するものとして、Florian Neumann, *Politisches Denken im Japan des frühen 20. Jahrhunderts*, 2011)。そこで、そのような欧米の思想がどのように上杉憲法学に影響を与え、穂積憲法学との違いを生み出していったのかという観点から分析を行った。

(3) ドイツ国法学との比較

さらに、上杉や穂積ら「正統学派」におけるドイツ国法学受容のあり方を、とくに両者の相違点に着目しつつ明らかにしようとした。このように、従来から必要性は指摘されていたにも拘らず十分な進展を見ていなかった日本憲法学における欧米思想とりわけドイツ国法学の受容のあり方を、比較法的解釈を否定したと言われる「正統学派」（参照、岩間昭道『憲法破壊の概念』〔2002〕）を対象として考察するというのも、本研究に特徴的な研究方法として挙げることができよう。

4. 研究成果

本研究に係る研究成果として公表することができた著作および論文は、大きく3つに分類することができる。

(1) 「正統学派」および「立憲学派」の憲法思想

まず一つ目は、本研究の直接的な主題である「正統学派」および「立憲学派」の憲法思想に関するものである。この内、まず前者に関する「明治憲法学説史の一断面——穂積八束「憲法制定権ノ所在ヲ論ズ」を読む」では、明治15年の「主権論争」における穂積の論説を分析することによって、穂積憲法学を穂積憲法学たらしめる国体論の「原型」が「主権論争」という「場」によって規定されていたことを明らかにした。また、後者に関する「日本における主権論——戦前からの視角」では、美濃部の主権論（＝国体論）を分析することによって、彼の「立憲主義」論が帝国日本の植民地責任と順接的な関係にあることを明らかにした。

このような研究を積み重ねた上で、「立憲学派」との比較を通じて「正統学派」の特徴を浮き彫りにするという本研究の目的を実行しているのが、「わが国の立憲主義の歴史的考察——「立憲」概念の変遷をめぐって」および「上杉慎吉と美濃部達吉」である。この内、前者では加藤弘之・穂積八束・美濃部達吉の立憲主義論を比較することによって、「立憲主義」というそれぞれの「政体論」が「国体論」によって基礎づけられていたことを明らかにした。また後者では、「正統学派」と「立憲学派」を代表する両者の立憲政治論を、「自由と平等」という価値の観点から比較している。これらの成果を通して、戦前の憲法学者たちが「立憲主義」を論ずることはそれぞれが理想とする政体を論ずることに他ならないところ、そのような実定憲法を超えた議論を行う「場」として「国体論」が機能していたのではないかという仮説を得た。

(2) 日本憲法学説史

二つ目として、直接に「正統学派」および「立憲学派」の憲法思想を扱ったものではないが、それをよりよく理解するためにそれら憲法思想の背景をなす日本憲法学説史に取り組んだ一連の研究成果がある。その中でも「天皇機関説事件」では、「国体論」の言説にとどまらずそのような言説を支えていた当時の日本社会の特質を分析し、さらに「近代日本憲法思想史序説——「内なる天皇制」の観点から」では、そのような日本社会の特質が戦前から戦後にかけて連続していることを明らかにした。これらの研究を通して、第一に、たしかに本研究が直接に対象としているのは戦前であるが、日本憲法学説史は戦前と戦後を架橋する形で描かれなければならないこと、第二に、その際には憲法学者のテキストを分析するだけでなく、その背後にある日本社会の特質にまで目を向けなければならないという視点を学んだ。

この点、第一の戦前と戦後の連続性という観点から取り組んだ日本憲法学説史の成果として、佐藤功を対象とした「学問・政治・憲法——佐藤功を手がかりに」、深瀬忠一を対象とした「北からの平和——北海道と9条」とともに、高橋和之・高見勝利の両先生にお話を伺った一連の座談会などがあり、最後のものについては『戦後憲法学の70年を語る——高橋和之・高見勝利憲法学との対話』としてまとめられた。これらはいずれも、日本社会において憲法学が置かれた文脈に配慮しつつ対象となる憲法学者のテキストを分析したものであり、その意味において知識社会学的な研究という側面を有している。さらに、そこに言う「文脈」を明らかにしようとした成果の一つが、なおも「戦前」への回帰を巡るせめぎ合いが続いていた1950年代の憲政史を描写した「自主憲法制定の希求と「逆コース」」であった。

このような研究は、たしかに一方では日本憲法学の特殊性を強調しているように見えるかもしれない。しかし、研究代表者としては、「普遍的であるということ」で論じたように、特殊性を突きつめることによってこそ普遍性に辿り着くことができると考えているところ、そのような視点を獲得するに当たっては、普遍的な立憲主義を支える市民的エートスを論じた Josef Isensee の論文（*Gemeinwohl im Verfassungstaat*, in: ders./Paul Kirchhof (Hg.), *Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschlands*, 3. Aufl., 2006, S. 3-79）を翻訳した『国家・公共の福祉・基本権』が果たした役割も大きい。第二の観点である日本社会の特質に関する研究は以上のような趣旨で進められたが、本研究期間においては、この方面の成果は専ら天皇制についての研

究で占められることとなった。

(3) 天皇制

その中でも重要な成果が、「近代憲法史の中で見た天皇の生前退位」および「「象徴」とは何か——憲法学の観点から」である。前者は、天皇の生前退位を否定する言説の中に戦前の皇室典範への強いこだわりがあることを明らかにしたものであり、後者は、そのような社会において憲法学が天皇制についてどのような解釈論を展開すべきかを論じたものである。これらの成果は、本研究に続く基盤研究 (C) 「天皇制の憲法思想史的研究——憲法解釈論のために」(R2～R5) へとつながったという点でも重要なものであった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計30件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 自主憲法制定の希求と「逆コース」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 駒村圭吾・吉見俊哉【編】『戦後日本憲政史講義 もうひとつの戦後史』（法律文化社）	6. 最初と最後の頁 69 90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 憲法調査会報告書の概要	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 駒村圭吾・吉見俊哉【編】『戦後日本憲政史講義 もうひとつの戦後史』（法律文化社）	6. 最初と最後の頁 91 92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 上杉慎吉と美濃部達吉	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本思想史事典編集委員会【編】『日本思想史事典』（丸善出版）	6. 最初と最後の頁 622 623
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 江藤淳の憲法論と天皇論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中島岳志・平山周吉【監修】『江藤淳 終わる平成から昭和の保守を問う』（河出書房新社）	6. 最初と最後の頁 172 182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 日本における主権論 戦前からの視角	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本政治学会【編】『年報政治学2019 - 1 主権はいま』（筑摩書房）	6. 最初と最後の頁 117 136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 北からの平和 北海道と9条	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 稲正樹・中村睦男・水島朝穂【編】『平和憲法とともに 深瀬忠一の人と学問』（新教出版社）	6. 最初と最後の頁 16 30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 90巻4号
2. 論文標題 私人間効力論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 90 98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 90巻5号
2. 論文標題 日本憲法学説史	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 105 113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 90巻7号
2. 論文標題 憲法と政治	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 69 79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 90巻8号
2. 論文標題 日本社会と憲法学	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 87 95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻 90巻9号
2. 論文標題 普遍的であるということ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 96 101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻 26号
2. 論文標題 近代日本憲法思想史序説 「内なる天皇制」の観点から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 173 185
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻 80号
2. 論文標題 わが国の立憲主義の歴史的考察 「立憲」概念の変遷をめぐって	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 126 137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 政教分離に関する事案	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 横大道聡【編】『憲法判例の射程』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 90 99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻 28号
2. 論文標題 学問・政治・憲法 佐藤功を手がかりに	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 21 36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 天皇機関説事件	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 長谷部恭男【編】『論究憲法 憲法の過去から未来へ』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 17 29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 「象徴」とは何か 憲法学の観点から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 吉田裕・瀬畑源・河西秀哉【編】『平成の天皇制とは何か 制度と個人のはざままで』（岩波書店）	6. 最初と最後の頁 215 241
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 89巻9号
2. 論文標題 研究の出発点、憲法学の方法論	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 105 114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 89巻10号
2. 論文標題 主権論と国家法人説 ドイツ憲法研究とフランス憲法研究（1）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 88 96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 89巻11号
2. 論文標題 主権論と国家法人説 ドイツ憲法研究とフランス憲法研究（2）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 135 143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻 89巻12号
2. 論文標題 近代憲法史の中で見た天皇の生前退位	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 76 81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 89巻12号
2. 論文標題 55年体制をどう考えるか 議院内閣制(1)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 88 98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 89巻13号
2. 論文標題 統治構造の分析視角 議院内閣制(2)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 256 264
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 90巻1号
2. 論文標題 権力分立論と国家の諸作用	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84 94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 90巻2号
2. 論文標題 司法権の概念	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 90 98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 労働基本権と国家賠償請求権	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 木下昌彦【編集代表】片桐直人・村山健太郎・横大道聡・西貝小名都・御幸聖樹・山田哲史【編】『精読 憲法判例 [人権編]』(弘文堂)	6. 最初と最後の頁 587 616
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宍戸常寿・赤坂幸一・大河内美紀・西村裕一・林知更・山本龍彦	4. 巻 24号
2. 論文標題 憲法のアイデンティティを求めて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 170 194
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和之・高見勝利・宍戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一	4. 巻 90巻3号
2. 論文標題 憲法訴訟論と審査基準論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 82 91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 明治憲法学説史の一断面 穂積八束「憲法制定権ノ所在ヲ論ズ」を読む	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 辻村みよ子・長谷部恭男・石川健治・愛敬浩二【編】『「国家と法」の主要問題 Le Salon de theorie constitutionnelle』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 23 36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村裕一	4. 巻
2. 論文標題 天皇制	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 穴戸常寿・林知更【編】『総点検 日本国憲法の70年』（岩波書店）	6. 最初と最後の頁 50 58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西村裕一
2. 発表標題 わが国の立憲主義の歴史的考察 「立憲」概念の変遷をめぐって
3. 学会等名 日本公法学会第82回総会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 西村裕一
2. 発表標題 憲法学が「戦時憲法学」を研究する意味
3. 学会等名 戦時法研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 穴戸常寿・林知更・小島慎司・西村裕一【編著】	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 324 (1 324)
3. 書名 戦後憲法学の70年を語る 高橋和之・高見勝利憲法学との対話	

1. 著者名 ヨージェフ・イーゼンゼー【著】田中啓之・西村裕一・藤川直樹【訳】	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 214 (1 214)
3. 書名 国家・公共の福祉・基本権	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>西村裕一「現実的な憲法論議とは（下）」日本経済新聞2017年7月4日朝刊 西村裕一「平成と天皇 政治との距離を聞く（中）」朝日新聞2017年12月15日朝刊 西村裕一「象徴天皇制と政教分離」中外日報2019年11月6日</p>
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------